

# 申 立 書

令和 年 月 日

(宛先) 始良市長

所有者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

## 記

1. 家屋の所在地 始良市.....

家屋番号 .....

2. 家屋の住居表示 始良市.....

3. 入居予定年月日 令和 年 月 日

4. 現在家屋の処分方法など (処分方法に応じた裏面の添付書類が必要です。)

売却 賃貸 借家・社宅など 親族などが居住

その他 (具体的に記入)

5. 入居が登記の後になる理由 (未入居の理由に応じた裏面の添付書類が必要です。)

単身赴任のため

家族で転勤のため

学校関係の事情のため

リフォームのため

海外赴任のため

本人または家族などの病気のため

前住人が未転出のため

抵当権設定登記を急ぐため (2週間以内)

その他 (具体的に記入)

引っ越し準備のため (2週間以内)

なお、証明書交付後、入居予定日を過ぎても当該物件に居住していないことが判明した場合等この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

## 未入居の申立書に必要な添付書類

### 「4. 現住家屋の処分方法など」に関する添付書類

現住家屋の処分方法	添付書類（添付書類は写しで可）
売却、賃貸する場合	売買契約（予約）書、賃貸借契約（予約）書、媒介契約書など。 申請者の住民票（市外の場合のみ）
自己の所有でない場合 （貸家、貸間、社宅など）	賃貸借契約書、使用許可証、社宅証明書、会社の証明、家主証明書など。申請者の住民票（市外の場合のみ） ※社宅などで住民票に「警察宿舍」や「教員宿舍」などと記載のある場合は、賃貸借契約書は不要
親族が住む場合	当該親族の申立書（原本）、申請者の住民票（市外の場合）

### 「5. 入居が登記の後になる理由」に関する添付書類

申立日翌日から起算して2週間で入居できない場合は、現住家屋の処分方法を明らかにする書類に加えて、次の「未入居の理由の添付書類」もご提出ください。）※複数該当する場合は、それぞれの書類が必要です。

未入居の理由	添付書類（添付書類は写しで可）
単身赴任の場合 （配偶者、子など家族が当該家屋に住 民票を移していることが条件）	家族の住民票及び申請者の在職証明書*など
家族で転勤の場合	赴任先のある在職証明書*
学校関係の事情の場合	在園・在学証明書*、もしくは学生証
リフォームの場合	リフォーム請負工事契約書
本人又は家族などの病気の場合	治癒期間が記載された医師の診断書
海外赴任の場合	在留証明書及び在職証明書*
前住人が未転出の場合	引渡期日のある売買契約書など
抵当権設定登記を急ぐ場合	金銭消費貸借契約書又は売買契約書（家屋代金の 支払い期日の記載のあるもの）など （2週間以内に入居が条件）
引っ越し準備の場合	添付書類不要（2週間以内に入居が条件）

※「在職証明書」及び「在園・在学証明書」について勤務先・学校名、住所、連絡先の記載でも可